

熊本県農林水産業振興補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、稼げる農林水産業や活力ある農山漁村の実現を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額並びに補助対象期間は、別表の補助対象経費、補助率又は補助金額及び補助対象期間の欄に掲げるとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第3条 補助事業者等が、補助金等の交付を受けて補助事業等を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に当該補助事業等に係る事業実施計画書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を添えて、あらかじめ知事に提出するものとする。ただし、知事が必要ないと認めた補助事業等については、この限りでない。

(事業実施計画の承認及び補助金等の内示)

第4条 知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、必要に応じて補助金等の内示を行うものとする。この場合において、事業実施期間が二年度以上にわたるときは、補助事業等を実施する年度ごとに内示を行うものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第5条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由を生じたときは、事業実施計画変更承認申請書（別記第2号様式）に当該補助事業等に係る事業実施変更計画書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を添えて、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施変更計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金等の交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の補助金等の交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項第1号及び第2号の添付書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書 補助事業等ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支予算書 別記第4号様式

3 補助事業者等は、第1項の申請を行うに当たって、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金等の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表の計画変更申請要件の欄に掲げるものとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書の様式は別記第6号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は補助事業等ごとに別に定める。

3 第6条第2項の規定は、前項の変更申請書の添付書類について準用する。

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは別記第7号様式により、補助金等の額に変更を生じないときは別記第8号様式により行うものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第9条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、当該承認申請書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するとあらかじめ知事が認めた場合は、適用しない。

- (1) 事業の内容等があらかじめ明らかであり、当該事務又は事業の遂行等の監督を必要としないもの
- (2) 事業が完了し、実績額に基づく申請により交付するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該事業の性質、内容等に応じて交付決定前の事業着手が必要で欠くことができないもの

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書面を知事あてに提出するものとする。

2 前項の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(工事の着工及び完成報告)

第11条 補助事業者等は、当該補助事業等が工事を伴うときは、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を、別記第9号様式により遅滞なく知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、別記第10号様式によるものとする。

2 前項の報告の期限は、別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条に規定する別に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書 補助事業等ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支精算書 別記第4号様式
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日の翌日から起算して1月

を超えない範囲内で別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、補助金等の全額を概算払又は前金払により受けた場合は、第1項の実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで延長することができるものとする。

(1) 地域振興局及び出先機関の専決事項として本庁の部長があらかじめ指定した補助事業 4月15日

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 4月30日

5 前項の場合において、災害その他補助事業者等の責めに帰することができない事由により前項各号に定める日までに実績報告を行うことができないときは、第3項の提出期限は、当該実績報告を行うことができることとなった日まで延長することができるものとする。

6 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかな場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第15条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

2 補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金等概算払(又は前金払)請求書(別記第14号様式)によるものとする。

(仕入れに関する消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

第16条 補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第21条第2項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。

2 補助事業者等が、規則第21条第2項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第18条 規則第23条に規定する別に定める期間は、年度経過後5年間とする。ただし、第17条で規定する財産処分の制限期間を別に定める事業にあっては、当該財産処分の制限期間と同一とする。

(実績による補助事業等の特例)

第19条 事業が完了し、その実績に基づき補助金等を交付することとする補助事業等についての第6条及び第14条の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第6条中「事業計画書」とあるのは「事業実施予定及び事業実績を示す書類」と、「収支予算書」とあるのは「収支精算書」とする。
- (2) 第7条に定める補助金等の交付決定通知をもって第14条に規定する補助金等の額の確定通知があったものとみなす。

(雑 則)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
 - (1) 熊本県農業振興補助金等交付要項（昭和57年4月1日施行）
 - (2) 熊本県林業関係事業補助金等交付要項（昭和59年6月16日施行）
 - (3) 熊本県漁港漁場関係事業補助金交付要項（平成19年4月2日施行）
- 3 この要項は、平成24年4月1日以後に補助金等の交付申請の意思表示が行われる事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付申請の意思表示が行われた事務又は事業については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 熊本県水とみどりの森づくり関係事業補助金交付要項（平成20年5月16日施行）

は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年10月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年12月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年2月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年8月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年10月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年10月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年3月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年11月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年2月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年5月2日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年2月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条第1項、第8条第1項、第12条第2項、第13条第3項関係）